

総合資源エネルギー調査会
資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会
液化石油ガス流通ワーキンググループ（第8回）

日時 令和6年1月29日（月）10：00～12：01

場所 経済産業省別館2階 244各省庁共用会議室

1. 開会

○日置室長

それでは、定刻になりましたので、総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会石油・天然ガス小委員会第8回液化石油ガス流通ワーキンググループを開催いたします。燃料流通政策室長の日置と申します。

皆様におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、本ワーキンググループの開催に先立ちまして、資源エネルギー庁の資源燃料部長の定光より一言ご挨拶させていただきたいと思っていたところなのですが、あいにく現在、他の業務のため、ちょっとこちらに参るのが遅れてございまして、ワーキンググループの最後にご挨拶という形に変えさせていただけたらと思います。

それでは、本日の会議でございます。審議の様子はインターネットで中継を行わせていただいております。

それでは、内山座長に以後の議事進行をお願いしたいと思います。

2. 議事

(1) 中間とりまとめ案について

○内山座長

マイクは入っていますか。多分入っていない感じがしますが……。こっちは入っているんですけど、多分、そのスピーカーフォンが……。地声でいきますか。

多分スピーカーから音が出ていない感じがします。どうですか。来ましたね。

皆様、改めておはようございます。本日の会議では、議事次第に記載のとおり、中間取りまとめ（案）についてご議論をいただきます。要は中締めでございます。

初めに事務局から連絡事項がございます。

○日置室長

お手元の資料2の名簿にございますとおり、本ワーキンググループでございます、委員8名、オブザーバー4名の方にご参加いただいております。本日は全ての委員、オブザー

バーの方に対面でご参加いただいております。代理出席、欠席等はありません。

また、関係省庁といたしまして、今回から公正取引委員会さんにご参加いただくことになっております。国土交通省、消費者庁からも引き続きご参加いただいております。

また、本日の資料について説明させていただきます。議事次第に資料1から資料7というふうにございますが、そのうち資料4、中間取りまとめ（案）の本体そのものにつきましては、まだ細部の調整中というところもございまして、今回は非公表という形にさせていただきます。

恐縮でございますが、プレスの皆様は撮影はここまでということとさせていただきます。

○内山座長

ありがとうございました。

それでは、お手元の議事次第に沿って、これからの議事に入りたいと思います。

まず資料3について、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○日置室長

ありがとうございます。それでは、資料3について説明させていただきます。

中間取りまとめ（案）ということで、準備させていただきます。

1ページ目をご確認ください。本日ご議論、ご確認いただきたい内容ということでございます。

7月の第6回ワーキンググループにおきましては、液化石油ガス法の制度見直しの方向性、こちらについて示させていただきました。また、前回11月22日でございます。実効性確保策の具体化といった点についてご議論いただいた次第でございます。

今後、液化石油ガス法の改正省令案、これについて夏以降作業を進めてきておりましたが、こちらについて、いよいよパブリックコメントを募集するということを予定しております。それに先立ちまして、本ワーキンググループとしての報告書を一旦取りまとめるということございまして、制度見直しの内容を中心に、これまでご議論いただいていた内容を、本日整理させていただきます。本日はその内容について、ご議論、ご確認いただければというふうに思っております。

なお、この報告書につきましても改正省令案とともに、パブリックコメントを募集することを予定しております。

今後のスケジュールにつきましては、その下半分に整理させていただいたとおりでございます。

まず、おめくりいただきまして、2ページ目でございます。

まさに液化石油ガス法の改正省令案のポイントということで整理させていただきました。三つの改革ということでございまして、過大な営業行為の制限、三部料金制の徹底、LPガス料金等の情報提供、この三つについて手当をしていこうという形で議論をしてきていただいたというところでございます。

一つ目、過大な営業行為の制限につきましては、こちら改正省令の公布から3か月後、2024年の夏頃に実施をするということで考えております。

ルールとしましては、正常な商慣習を超えた利益供与を禁止するということ。また、消費者の事業者選択を阻害するおそれのある、LPガス事業者の切替えを制限するような不当な条件付きの契約締結等の禁止、こちらを手当したいと、措置したいと考えております。

二つ目の柱、三部料金制の徹底でございますが、こちらは前回、実施時期をちょっと修正させていただいておりまして、改正省令の公布から1年後、したがって2025年の春頃に実施をしていくということを想定しております。

まず一つ目、基本料金、従量料金、そして設備料金から成るものを三部料金制という形で呼んでおりますが、ここでのポイントは、設備費用の外出しを表示して、ということ徹底するということでございます。こちらがまず一つ目でございます。

二つ目の柱でございます。さすがに電気エアコンですとか、Wi-Fi、こういった設備の費用をLPガスの料金として回収するのはおかしいのではないかということでもございます。LPガスの消費とは関係のない設備費用については、LPガス料金に計上することを禁止するということが二つ目でございます。

三つ目、賃貸向けの集合住宅、そちらのLPガス料金についてでございます。電気エアコンのみならず、こちらはガス器具といったものについても基本的には家賃に含めるといいますか、家の設備に属するものということでもございます。ガス器具等の消費設備の費用についてもLPガス料金として計上することを禁止すると。この料金の表示としては、設備料金については該当なしという形で記載をすると、そのように整理をしてございます。

なお、前回示させていただいた部分が注意書きの部分でございます。この施行時点におきますLPガスの販売契約の既存契約につきましては、投資回収等の影響もございまして、法制的にも課題があるのかなということでもございまして、設備費用の計上の禁止自体は、措置はせず、設備費用の外出し表示といったものを求めていくのみということにすると。その上で新しい制度への早期移行を促していく、そのような制度としたいというふうに考えております。

三つ目、LPガス料金等の情報提供でございます。こちら公布から3か月後、本年の夏頃実施をしていきたいということで、作業を進めております。こちらは集合賃貸住宅ですね。入居希望者が入居する前にLPガスの料金を知れるような、そういった環境をつくっていくということで、これまでも国交省、資源エネルギー庁等々で通知を出してきたという経緯もございます。この通知の内容を、ある意味、LPガス事業者に対する努力義務という形で法制化をしていくということを想定しております。

LPガス事業者におかれましては、そのオーナーさんですとか、不動産管理会社の協力も得ながら、入居を希望される方に、入居する前にLPガスの料金を提示していくと、そういったことに努めていく義務を設けたいということでもあります。

なお、入居希望をされる方から直接LPガス事業者の方に対して料金情報の提供の要請

があった場合、こちらについてはそれに応じることが必要ということでございまして、こちらは義務づけという形で、こちら法制上の整理をしている過程において、こうした整理になるということで修正させていただいている点にもなります。

最後、「過大な営業行為の制限」、「三部料金制の徹底」に係る規律につきましては、実効性があるということで、罰則規定のある条文に位置づけるということでございまして、こうした形の制度見直しを図ることで、商慣行の見直しというものを徹底してまいりたいというふうに考えておるといってございまして。

以上が、改正省令案のポイントという部分でございまして。

次のページでございまして。本ワーキンググループにおきましては、制度改正のみならず、その実効性をいかに確保するのかという点についてもご議論いただきました。その内容について、表として1枚に整理したのがこのスライドとなっております。

左上の部分、この2023年12月1日でございまして。昨年末にはエネ庁のホームページに通報フォームを開設いたしました。早期に対応していくということで設けさせていただいたということでございまして。後ほどご紹介させていただきます。

その上で、商慣行の見直しに向けた取組宣言、これは制度遵守に係る宣言ということでもございまして。制度遵守を宣言することのみならず、そうした体制を整備する、研修なり手続を整備するという、そして商慣行見直しに向けて、経営のコミットメント、あとは現場のコミットメントというものを表明していく、そういったものを業界、LPガス事業者の自主的な取組ということで宣言を促していきたいと、それが商慣行改革を促していく後押しになるのではないかと、そういう議論をいただきました。

あくまで自主的な取組ということでもございまして、ガイドラインであったりフォーマット化というものを望む声もいただきましたけれども、そうしたものは行政のほうでは準備はしないということにさせていただいております。大手の方、事業者を中心に、率先してこうした宣言というものに取り組んでいただければというふうには思いますし、あと中小の事業者であっても、こうした宣言を行うことが、改革全体の大きな流れにつながっていくというご意見も前回いただきました。中小の事業者の方の取組を促すようなサポートというものを業界団体のほうで手当していただけたらというふうにも思います。あくまでこちら事業者による自主的な取組ということでございまして、我々が手取り足取り何かをどうするというお話の世界ではないのかなというふうに考えております。

効果検証ということで、公開モニタリングという話でございまして。右端の部分に書いてございまして。こちら例えば、通報フォームの情報を集約・構造化した内容でありましたり、今申しあげました商慣行見直しに向けた取組宣言、その取組状況について確認をする、もしくは大手事業者による取組状況をヒアリングするというのもあるのではないかと。その他様々なフォローアップ調査の結果を、公開の場で市場の関係者が様々な角度から議論をすることで、この商慣行改革というものがいかに前に進んでいるのか、進んでいないのか、進んでいないのだとしたら、どういう取組が求められるのかといった議論を継続してまい

りたいというふうに考えております。

さらに今回のワーキンググループで、様々なご意見いただきました。関係省庁との連携という取組も進めてまいりたいというふうに思います。こちらについては、また後ほど最近の足元の動向なりもご紹介できればというふうに思っております。

以上が、これまで議論してきた内容をまとめたような中身となっておりますというふうに理解をしております。

次のページ、ご覧いただければと思います。

4ページ目、中間取りまとめという形で報告書を一旦まとめさせていただければということでございます。サブタイトルは、LPガスの商慣行是正に向けてということでございます。目次構成としては今ご覧いただいているスライドのとおりということでございます。

3ポツ目、商慣行是正に向けた対応方針というところで、(2) 3つの改革については、先ほどご説明しました省令改正案のポイントを記述した内容ということと考えております。

(3) です。画面が切れますね。制度見直しの実効性を確保するための方策ということでは、今ご説明したようなスライドの中身を記載させていただくということを想定しております。基本的にはこれまでワーキンググループで提示をした資料でございましたり、これまでワーキンググループでいただいたご意見を踏まえまして、編集をしていくということ作業を進めております。

これは待ったほうがいいのでしょうか。大丈夫でしょうか、配信のほうは。

○内山座長

立ち上げ直していますね。進めてくださいということ。

○日置室長

大丈夫ですか。続けさせていただきます。

構成案の中身、基本的にはこれまでのワーキング資料の中身と、いただいたご意見で編集をするということですが、こちらのスライドの4ポツでございます。今後の検討課題及び望ましい取組の方向性という部分でございます。こちらは前回の議論を踏まえて、本日改めて整理した内容をこれからご説明したいと思っております。

そうした内容が中間取りまとめの最後のほうに記載をするということでお考えいただけたらと思います。ガイドライン等の整備、業界全体に対する期待ということで、その商慣行改革に向けての望ましい方向性を提示するという、あと貸付配管についてのモニタリングといったことを盛り込みたいというふうに考えております。

5ページ目でございます。

貸付配管についてということですが、まさに前回のワーキンググループでは、この次のページにもございますけれども、貸付配管という商慣行に関しまして、業界全体として、今後の新規の契約においては、そうした貸付配管というものは行わないという方向で取り組んでいくことが期待されると、そのような内容を報告書に盛り込んでどうか

という説明をさせていただきました。これにつきまして、以下のようなご意見があったということでございます。

まず、貸付配管を行わないと整理するのは一步前進だけれどもと。さらに踏み込んで、早期にロードマップを示すと、そうしたことをしてもらいたいというご意見。あと、制度改正後の新規契約につきましては、配管を建物所有者の所有物として位置づけるというように、これを推奨していくと、そういったことは考えられるのではないかとというご意見。

また、これまでも貸付配管を止めようとしてきたということがある中で、他方で顧客側は不動産側から要請されるので、そうはできなかったという経緯もあると、やるのであれば、制度上禁止をするということではないかと。一方で、本当に貸付配管という選択肢は認められないのかと、そこは慎重に考えるべきなのではないかとというようなご指摘もいただいたところでございます。

こうしたご意見も踏まえまして、この今回の中間取りまとめ（案）におきましては、当面の間、貸付配管をめぐる取組状況であったり、課題の有無についてモニタリングを継続するということを記載してまいりたいと考えております。また、ガイドライン等に望ましい行為として、建物の所有者と配管の所有者を一致させるということが望ましい行為であるということと盛り込んでいくこととしたいと考えております。

今のような中身をロードマップとして整理をしたものが、図示したものが、次の6ページ目でございます。

まず貸付配管につきましては、過大な営業行為の制限、三部料金制の徹底といった制度改正を手当することによって、一定の改善は期待されるのではないかとというふうに考えております。

そうした中で、報告書なりにおいては、先ほど申し上げたとおり、望ましい取組の方向性ということで、業界全体として今後の新規契約において貸付配管を行わない方向で取り組んでいくことをしたいと。また、そうした中身をガイドラインに「望ましい行為」として記載をするということで、当面对応するというところでございます。

今後でございますが、特に改正法令の施行後、この貸付配管をめぐる取引動向も変化が見られるのではないかと期待されます。そうした施行後の実態を調査することで、貸付配管を取り巻く状況の詳細を把握していきたいと。その調査結果も踏まえまして、またこのワーキンググループ等で継続的に議論して、課題なり、改善状況の評価をしていく。そして、例えば3年後をめどとして制度上の対応の可否を改めて検討すると。そういったことがロードマップとして考えられるという形でまとめさせていただいております。

7ページ目は、前回取りまとめ報告書に記載している内容ということで、提示した文案という形でございます。基本的にはこの文章を報告書の最後の4ポツのところに盛り込んでいくということで考えております。

以上が貸付配管についてのご説明でございました。

続きまして8ページ目でございます。過大な営業行為の制限に関する運用面での対応と

いうこととございます。

前回のワーキンググループでは、過大な営業行為に該当すると考えられる行為や契約条項につきまして、どのようなものが液石法上、問題となるのかといったことについては、基本的には取引の内容であったり、その影響なり、様々な要素を総合的に勘案して判断をするということになると考えられると。そうした中で現状、個別の判断が、蓄積がないという中におきましては、その内容や解釈を具体的に示すと、かえって潜脱行為を促してしまうおそれもあるのではないかと、そういったことを提示させていただきました。

そのため、今読み上げさせていただいているのは8ページ目の下半分というところとございますけれども、このため、まずは以下の方向で対応すると。事例蓄積を重ねた上でガイドラインで明確化していくといったことを提示させていただきました。

まずは、LPガス事業者におかれましては、何が自らの営業行為が過大ではないとか、そういったことを対外的に根拠を持って、それが第三者から妥当であると評価されるように取り組んでいくというのが、まず基本的な姿勢としてあるのではないかと。行政なり規制当局としても、そういったLPガス事業者の考え方を聴取した上で、妥当性、違法性を判断していくということではないかということで提示をさせていただきました。

他方で、やはり多数のLPガス事業者がいらっしゃいます。抜け駆け行為による制度改正は、なし崩しになるのではないかと、そういった懸念もあるという中におきましては、やはり、あらかじめ違反のおそれのある行為について、ある程度具体的に提示をしていくことが重要であると、そのようなご指摘も多々いただいたのかなと思っております。

例えばということで、ワーキンググループでは、次のページでございます。下半分でございますが、記載にあるようなご意見もいただきました。

例えば、契約切替を制限するような条件を付したものであるという具体例として、エアコン等は無償貸与した上でガス契約の解除時の買取条項が入っているものであったり、あとは長期にわたる契約継続を前提とした紹介料の支払いといったようなもの。また、紹介料が過大かどうか、切替え禁止条項で判断していくというのが適当ではないかと。こういった具体的なご意見もいただいているところでもございます。

このような指摘事項も勘案しまして、前のページに戻っていただけたらと思います。

リード文の二つ目のポツにございますように、今後、改正法令、省令の施行に間に合うようにガイドライン等で具体例や考え方を示していくと、そういった方向で作業を進めていくことができたらと思っております。

その際に、他の市場分野におけるガイド分野、これも参照しながら、問題となる行為のみならず、望ましい行為といったものについても盛り込んでいくというような方向で検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上のような方向性を中間取りまとめ（案）の最後の部分にも盛り込みたいというふうに考えております。

続きまして、通報フォームへ飛びまして10ページ目でございます。

先般、早期に通報フォームを開設するという事について、その内容についてもご紹介させていただきました。ご意見もいただいたところでございます。まずは広くご意見を受け付けると、それによって市場で何が起きているのかというのを把握するという事で、12月1日に通報フォームを開設させていただきました。寄せられた情報も参考にしながら施行後の監視体制を構築していきたいというふうに考えております。

下半分は前回ご説明した内容ですので飛ばさせていただきます、11ページ目が実際にホームページ上で開設されている通報フォームの入り口の画面ということでございます。ご紹介でございます。

この通報フォームを開設してから2か月程度、現時点でたつてございます。どのような情報が寄せられているのかというものを少々紹介できたらと思っております。

12ページ目でございます。

まず、情報提供される方というものは、LPガス事業者に加え、不動産関係者から情報提供いただいてもいます。LPガスの消費者の方からのご意見もでございます。地域別で見ますと、関東、中部、東北における行為についての情報が寄せられているということでございます。それが多いいということでございます。

また、今回の通報フォームは匿名でも情報を受け付けるというふうにさせていただいております。そうした完全匿名、氏名のみならず連絡先も書いていないといったものについての情報提供は全体の4割を占めるということでございます。

そうした匿名の情報の扱いというものにつきましては、前回のワーキンググループでも慎重に扱うべきではないかと、特に提供された情報の真偽を判断する上で、やはりそこは考慮要素になり得るということでもありますし、我々としてもそのように扱ってまいりたいというふうに考えております。

一方で、匿名であったとしても、これまで受け付けた情報の中では、添付資料によって情報の正確性が判断できるものもあるということでございますので、匿名か非匿名かということにかかわらず、情報の中身というものをしっかり評価して受け止めていくということが、情報受付フォームを開設している我々の役割といえますか、せねばいけないことということだと思っております。

事業者別で見まして、どのような行為が通報されているのかということでございます。LPガス事業者による行為ということでは無償貸与、紹介料の提案、料金が未公表だといったようなお話、不動産関係者からの行為ということでは、無償貸与を要求されると、対応できなければ切替えをするぞというような話があるというような事案。あとはLPガスの仲介であったり、あっせん事業者による行為ということで、無償貸与、紹介料の提案といったようなお話も寄せられているということでございます。

具体例ということではその下、一番下の部分にございます。これまで寄せられてきた情報と類似するところもございますが、やはりガス機器、エアコン、Wi-Fi、防犯カメラの無償での設置、紹介料の支払いといったもの、複数の提案を重ねているというもので

あって、かつ、制度改正については、4月までに契約を結べば、既存の契約については問題がないと説明しているといったような情報も入ってきております。

また、不動産管理会社から給湯器の修理依頼があったところ、無償では行えないと伝えたら、そういった修理はLPガス事業者が行うものであって、無償で行えないのであれば、他の事業者に切り替えると言われたというようなお話も頂戴しております。

現時点では我々、いずれの声についても、法制度も整備されておりませんので、何か法律に基づいて手当をするということではございませんが、今後のあくまで、こういった課題が具体的に聞こえてきて、それが個別事業者の名前があれば、ヒアリングをするといったことはできるというふうに思っておりますし、これは今後制度を実際に執行していくに当たっても参考になる情報であるというふうに思っております。

我々としてもこうした情報で、市場の温度感を図りながら、執行体制、監視体制というものをしっかり整備をしてみたいというふうに思っております。

13ページ目でございます。

関係省庁と連携した取組ということで、下半分は前回提示させていただいたスライドと同様となっております。

既に国土交通省さんの協力の下で、不動産関係団体向けの説明会といったものも開催するというところで、商慣行是正に向けた協力をお願いしているというところでございます。前回のワーキンググループでも様々な取組要請ということでのご指摘をいただきました。そちらについては、次の14ページ目で掲げさせていただいております。

また、12月6日でございます。消費者委員会においても議論がなされました。そちらにおける指摘内容をまとめたスライドが15ページになってございます。こちらの内容を少々紹介させていただけたらというふうに思います。

まず、各委員からの指摘ということでございまして、まず各省庁が連携して市場モニタリングをしていくということが重要ということ。あと公正取引委員会におかれては実態調査も改めてお願いしたい、情報提供窓口をLPガスについても解説してはどうか、というようなお話。インターネットで検索をすると三種の神器で300万円以上オーナーが得するという広告が出ているのは、これは問題がないのかというご指摘。また、公正競争規約というものを使うというのも一つのアイデアではないかというご指摘。あと、LPガスの料金の透明化を行うためには、宅建業法の重要事項説明にLPガス料金を加えること、もしくはその宅建業者が売っている説明義務について、今後液石法も省令の改正がなされれば、調査義務をかけて説明するような取組も考えられるのではないかと、そういったご指摘もございました。

また、委員長からの取りまとめの発言ということでは、まず我々資源エネルギー庁においては、人員体制も含めた執行体制の整備に取り組むということが求められるということ。

国土交通省においては、情報の周知、情報提供などに取り組むと、周知徹底に取り組むということに加えて、先ほどの重要事項説明に関しても対応可能かの検討をしていただき

たいということ。

あと、公正取引委員会におかれては、健全な競争の確保にも関わる問題でもあるということ、この商慣行については消費者の不利益にならないよう干渉していただきたいという点。

あと、消費者庁におかれてはということ、消費者への注意喚起を図るということ。また、こちら北海道生協さんが当日プレゼンをされたんですが、消費者団体の方々を含めて、今後監視を続けて何か見つければ声を上げていただきたいと、そういったお話。

あとはエネ庁の制度改正についても消費者にはしっかり周知をしていくということ。そういったお話を含めて、今後、次期基本計画に盛り込むかどうか注目をしていきたいというような発言があった、ということでございます。

以上が12月6日の消費者委員会における議論内容のご紹介ということでございました。

引き続き、こうしたご指摘なども踏まえて、関係省庁間の連携というものに、我々としても取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

あと、関係省庁間の連携の取組ということで、資料5というものがございます。幾つかの通知というものを発出させていただいておりまして、こちらご紹介という形になります。

まず、石川県、元旦に能登半島で地震が起きたということでございます。現在、仮設住宅建設に向けた取組も進められつつあります。

こちら熊本での地震のときと同様ということではございますが、この仮設住宅を建てるに当たって、LPガスの配管を建物の費用に含めるという方向でお願いをしたいという通知となっております。

石川県のLPガス協会宛に加えまして、次のページ、プレハブ建設協会、あとは日本ムービングハウス協会宛に同様の協力依頼ということをさせていただいておりますし、発注者たる石川県の担当部署ともそういった意見交換をさせていただいているというところでございます。

加えまして、先週ということになりますが、日本賃貸住宅管理協会向けに駆け込み的な営業というものが懸念されるという声も、実際通報フォームにも寄せられたということでもございますし、それ以外の場面でも事業者の方々から耳にするということもございました。したがって、まだ制度改正をしているというわけではございますが、もうあらかじめそうした営業に接する機会があれば、そうした行為には対応しないと、受け付けないといったことをお願いをしたいという協力依頼ということで、通知を発出しております。

通知という形を取らせていただいておりますのは、こうしたものを使って、会員の皆様にエネ庁がそういうことを言っているんだということを伝えやすくするためということでもございまして、説明会で説明をするという手法を取るのか、こういった通知を取るのかといった手法、様々あり得ると思っておりますけれども、我々としてはこちらは国交省さんの協力も得ながら、うまく皆様にこうした取組なり、お願いを周知できるようにという形で工夫をしているということでございます。

以上をもちまして、私からの説明は終わらせていただきます。

○内山座長

ありがとうございました。それでは、自由討議に入りたいと思います。

本日中間取りまとめ（案）の審議ということで、7月のWGに骨格を示しました制度改革案の内容を中心に、これまで議論していただいた内容をご確認いただくというのが一つの目的になっております。

もう一つの目的は、今事務局からも今後の取組ということで、ガイドラインの作成や市場モニタリングの実施が挙げられております。それらについて、継続検討事項ということで、中間取りまとめとは別途、ご意見いただけたらと思います。

それではいつものとおりで、ご意見がある方はお手元の札を立てていただければと思います。まずは委員の方を優先させていただいて、その後オブザーバーの方にもご発言をお願いしたいと思います。いかがでございましょうか。

それでは、柴崎委員、お願いいたします。

○柴崎委員

柴崎でございます。

今回のワーキンググループが一番問題にしているのは何かというと、集合住宅の入居者に高いガス料金を請求しているながら、入居者が断れずにいる。これが極めて問題で何とかしなければいけないということです。入居者が何で高い料金を支払わざるを得ないのかと、これをなくするためにはどうしたらいいかを順に考えていく必要があります。

一番の大きな問題は、入居者がガス料金を知らないまま入居していることです。これは、消費者契約法に違反する可能性があります。つまりガス料金がこんなに高いということを知らされないまま入居したことについて不利益事実の不告知に該当する可能性があります。入居者は、入居したらこんなにガス料金が高いと分かったけれど、これを断ることができない。なぜなら、ガス販売業者は大家さんが決めているからです。消費者契約法で考えると、ガス料金が高いという事実を告げないときには不利益な事実を告げないことから契約を解約できることとなりますが、LPガス供給契約を解約できるのかというと、できません。なぜなら一人だけが別のガス屋さんからLPガスの供給を受けることができないからです。そうするとLPガス供給契約を解約できないとなると、賃貸借契約を解約するのということになりますが、賃貸借契約は解約できません。何故なら、入居するために何万円、あるいは何十万もかけているからです。気に入らないから出ていきますよといったら、退去するためにまた何万円なり何十万かかってしまいます。仕方がないから我慢してそのガスを使うほかないということになる。これは明らかに消費者契約法に違反しているんじゃないだろうか。

集合住宅の入居者が高いガス料金を払っているということは、消費者契約法に違反していると思います。それなら法律家として何かできないかということは何もできないんです。なぜなら、入居者から依頼を受けなければ、動けないからです。

入居者は弁護士費用として月々1,000円、2,000円、場合によったら1万円払ってもらったとしても、その弁護士が出来ることは、L Pガス供給契約の解約か、高いガス料金に対する不当利得返還請求です。消費者契約法には高い値段に対する損害賠償請求を定める規定はないんです。

弁護士としても困ってしまう状況なのです。そこで、これに対応するためには、不動産業者と大家を規制するほかありません。そのことをこの委員会で何とかするほかないのです。何でガス料金が高くなるかという、ものすごい設備を無償で貸している、その設備費用をガス料金に転嫁しているんじゃないかと。あるいは紹介料をぼんと渡し、それをガス料金に転嫁しているんじゃないか。だから、大家と不動産業者、あるいはL Pガス業者との間の、この設備貸与契約や紹介料を提供する契約をなくせばいいんじゃないかとなるんです。

では、その契約をどうやってなくすかですが、貸与設備なしにしたらいいでしょ、紹介料なしにしたらいいでしょと。つまり僕が今お話ししたように、その契約を全て解約させれば良いことになります。

ところで、集合住宅と戸建てとは全く違うんです。何で違うかという、戸建ては消費者とL Pガス業者が話をし、その上で、設備の貸与契約やガス料金を決めています。入居者が何も口を挟めないこととは雲泥の差です。戸建て住宅に関する契約を一律に解約させるということになると、集合住宅の場合とは、全く違ったことになります。契約自由の原則に違反することにもなるので、一律に無償配管として無効とするのは誤りであり、法律上の問題があるんじゃないかと考えています。

戸建て住宅については、多くの判決が示しているように、設備貸与契約の説明を受けていないという点が指摘されています。しかし、その問題は、一律に法律で規制すべき事柄ではなく、個別の消費者とL Pガス業者さんとの間の問題であり、ここで捉えるべき問題ではないと考えています。

ですから、ここでは、集合住宅の問題点については、規制をかけるべきではありますが、今後規制するというのでは、それまでの違法行為が許されてしまうことになる。だからそうさせないためにも、宅建業者に厳しい規制をかけ、大家さんにもそれなりの規制をかける必要があります。そして、もうけ過ぎたものがあれば、L Pガス販売店も大家さんもこれを入居者に返さなければいけないはずで。

以上、思うところを述べさせていただきました。ありがとうございます。

○内山座長

どうもありがとうございます。ほかの委員の方いかがですか。

郷野委員、お願いいたします。

○郷野委員

全国消費者団体連絡会の郷野です。まずは、1月1日に発生いたしました令和6年能登半島地震において亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げるとともに、被災された

方々に心よりお見舞い申し上げます。

各省庁でも、お休み返上で、災害復旧支援に取り組まれているとお聞きしております。お忙しい中、早期の省令改正を含めて様々な制度運用を目指し、中間取りまとめ（案）をご提示いただいたことに敬意を表します。

また、L Pガス事業者におかれましても、被災地域におけるガスの供給安全やホームページなどでの注意喚起など、被災地域の皆様の安全にご尽力いただいていること、感謝申し上げます。

さて、L Pガス業界における料金透明化、取引適正化のさらなる改善を目指し、昨年春から審議が続けられております。11月22日のワーキングで資源燃料部長より、L Pガス問題の改革の火を消すことなく、強い意識で取り組んでいくという趣旨の発言がございました。資源エネルギー庁で液石法の省令改正を含めて、様々な制度、運用が検討されていますが、ご提示いただいた中間取りまとめ（案）についての実効性を高めるために、さらに各関係省庁に要望をさせていただきます。

これまでのワーキングと重なる部分は意見書のほうにも書いておりますので、割愛させていただくところもございます。

まずは、資源エネルギー庁に対してです。

各関係省庁をしっかり巻き込んで、取引適正化が一定の成果を出すまでワーキングを継続していただきたい。

都道府県、市町村に対しても、制度改正の周知をしっかり行っていただきたい。

商慣行是正の監視体制強化のために設置した通報フォームに集まってきた情報は、取締強化のために、継続的に開催するワーキングにおいて、各省庁連携の公開モニタリングを実施の上、妥当性を示していただきたい。また、監視通報体制が適切に機能するように、人員体制も含め、執行体制の整備に取り組み、法執行強化につなげていただきたい。そのために、取引検査マニュアルの作成、周知徹底、検査員への教育・研修、ウェブ会議等の活用を実施し、定期的な検査体制を強化いただきたい。

自己適合宣言の仕組みについても、L Pガス事業者だけではなく、不動産会社にも対象を広げて早期に導入していただきたい。

消費者にとって、生活費の見通しはとても重要なポイントです。L Pガス料金等の入居者への情報提供、事前提示は努力義務ではなく、義務にしていきたい。資料3の2ページ目でも情報提供について、入居希望者からL Pガス事業者に対して直接情報提供の要請があった場合は、それに応じる必要があると義務づけられたことは前進だと捉えておりますが、消費者の入居前の選択の自由を確保するためには、やはり不動産管理会社などの協力も必要だと考えております。

そして新規契約と既存契約について、取扱いの異なる部分についても消費者をはじめ、関係者に分かりやすく周知徹底していただきたいと思っております。

続きまして、国土交通省に対してです。

依然として、制度改正前の駆け込み的な動きがあり、LP大手の営業、不動産からの要求が活発になっているとお聞きしております。今までの商慣行による取引、無償貸与はしないよう不動産会社だけではなく、建設業者に向けても周知徹底いただきたい。

国交省から、所管業界に対して、監督方針を示す文書のようなものを通じて、入居希望者への情報提供、料金情報等を行うこと。もし、LP事業者側から過大な営業が行われた場合は受け付けない旨を指導していただきたい。

不動産会社にもLPガス事業者同様の規制がかけられるよう、宅建業法の見直しなどの検討をする、国交省版ワーキングを設置していただきたい。LPガス料金の透明化の実効性確保のために、宅建業法の重要事項説明を行う際、宅建業者に必ず書面にてLPガス料金、設備費用の説明を行うようにしていただきたいです。LPガス事業者からオーナーや不動産管理会社へ事前の情報提供がされたとしても、そこから先の消費者に対して入居前に情報提供がされなければ、消費者の選択の自由は確保されません。実効性確保するためには、不動産管理会社などの協力も必要と考えております。

続きまして、公正取引委員会に対してです。

提言資料にもあるとおり、2022年11月独占禁止懇話会で、今後も十分に注視してまいりたいとの発言がありました。LPガス専用の通報窓口を設け、それをプレスリリースして周知するなど、消費者の不利益につながることはないよう監視を強めるとともに、注意喚起メッセージを出していただきたい。

1999年のLPガス販売業における取引慣行等に関する実態調査、実施から約25年が経過しています。現状調査をぜひお願いしたいと思います。

今後も液石ワーキングのフォローアップ、モニタリングなどを行いつつ継続されることですので、公取委も関係省庁としてワーキングに参加して、商慣行の実態を注視し、省庁間連携の推進と、必要な措置を実施していただきたいです。

続きまして、消費者庁に対してです。

1月から3月は特に賃貸契約が増える時期です。LPガス料金に関する情報発信を行い、消費者に対して賃貸物件の契約前にLPガス料金の確認をするよう周知、また消費生活相談窓口での相談、被害の事例の共有、注意喚起なども、国民生活センターと協力して進めたい。今回の法改正の実効性がしっかり確保できているか、引き続き注視していただきたい。

最後にLPガス問題について、今後も引き続き注視する課題として、次期の消費者基本計画にしっかり盛り込んでいただきたい。

続きまして、LPガス事業者に対してです。

消費者がLPガス料金に何が含まれているか把握できるよう、分かりやすい情報提供を徹底していただきたい。そのためには設備費用の外出しによる三部料金制、賃貸向けは消費設備費用の計上禁止を徹底していただきたいです。

制度改正に対する受け止めについては、制度遵守の宣言、自主適合宣言を積極的に行っ

ていただきたいです。抜け駆けを許さない環境をつくるには業界の意識改革が必要です。

今回の能登半島地震で災害時のLPガスの利便性、発熱量が多い、分散型で持ち運びに優れているなど見直されております。これまでの商慣行や料金の不透明さで、LPガスに対して悪い印象を持たれているのは消費者としても残念に思います。業界全体でLPガスの信頼回復に努めていただきたいと思っております。

最後に消費者団体として、2017年の液石法改正とガイドライン制定の実効性確保ができなかったことについては反省すべき点があります。消費者団体としても、消費者に対して、LPガス料金に何が含まれているのかを確認し、不利益が生じる、あるいは疑わしい場合には通報するよう働きかけてまいりたいと思っております。

具体的には、LPガス問題が消費者被害問題であるとの本質について、消費者と社会に伝えていくために、関係省庁と連携しながら、パンフレット、自己チェックシートなど、ツールの開発と学習、啓蒙などを検討していきたいと思っております。

以上です。

○内山座長

ありがとうございます。今日、会議の一番最後のほうでエネ庁さんを含めて各省庁、委員会の皆様にも一言いただきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、豊國委員、お願いいたします。

○豊國委員

それでは、よろしくお願いします。

今回のワーキンググループの最大の目的は、LPガス業界における無償貸与等の商慣行を見直して改善をすると、こういうことだと思っております。

無償貸与などの営業行為につきましては、過大な営業行為がLPガス事業者の費用負担の増大につながって、経営を圧迫していると、こういう指摘もあるわけですが、私は問題の本質はそういうことではなくて、無償貸与契約によって、中古物件におけるガス事業者の変更が困難になる、あるいは固定化されて、その結果として高いガス料金の設定を可能としていると、こういうことだと思っております。

したがって、対応の方向としては、ガス事業者の変更を固定化するような、切替えの制約になるような無償貸与契約というものを、あるいは紹介料の提供というものを禁止するというのと、それと同時に、やっぱり事業者間の競争というものは促進をしていって、こういったことがガス料金の引下げにつながるように、制度設計、運用を行うということが非常に大事だというふうに思います。

このような基本的な考え方の中で、ちょっと何点かご意見を申し上げたいと存じます。

まず、すみません、2ページをお願いしたいと思います。

2ページの液石法施行規則の改正案のポイントということでございますが、このうち過大な営業行為の制限の中の、消費者の事業選択を阻害するおそれのある、事業者の切替えを制限する契約の禁止というところに関してでございます。

私はこの条項が新設されれば、前回申し上げましたけれども、エアコンなど安くガス供給と関係ない設備の無償貸与契約、それから不当な買取り条件を条件とする消費設備の貸与契約、さらにはガス販売契約の継続を条件とする紹介手数料、こういった契約を締結すること自体を禁止することができるというふうに考えています。

ここで禁止の対象と考えている契約は、基本的にはLPガス事業者と、それから消費者との契約ということではなくて、LPガス事業者と集合物件オーナーとの契約を禁止の対象とするということになります。

この点については、LPガス事業者と集合物件オーナーとの契約を液石法で規制しているのかと、こういう論点もあろうかと思えますけれども、私はそのLPガスの適正な取引の確保と、こういう法目的を考えれば、やはり後々、今の現状を考えればエアコン等の無償貸与は禁止をしていく必要があると思えますので、そういうことを液石法の規制対象とすることは、立法論として十分に可能なものというふうに考えております。

それから次に、契約自由の原則というのがある中で、その一定の契約を禁止することができるのかということを整理する必要があるかと思えますけれども、これも切替を制限する契約の禁止は、やはりそのLPガス事業における適正な取引の確保という観点で、LPガス事業者を規制する措置ということですから、事業法である液石法に基づいて、その契約自由の原則の例外となる規制を設けるということは、これも法規制論として十分説明がつくというふうに思います。これは今後、省令の検討ということになると思えますけれども、私の意見としてはそういうふうに考えます。

その上で、ちょっと前回も発言させていただきましたけれども、具体的な禁止すべき措置のカテゴリーということでもっと述べさせていただきます。

まず第一は、エアコンなどのガス供給と関係ない設備の無償貸与の契約を締結して、ガス販売契約が解約された場合に、その買取りを義務づける契約を締結すると。これは違法に該当すると思えます。なぜなら、ガス販売契約の解約をしようとする、設備の買取り費用が発生し、その経済的な負担、これは何千何百万となるわけですが、そういうオーナーに経済的負担を発生させることによって、ガス販売契約の解約を制限しようとするものでありますので、これは切替を制限する契約に該当するんだという考え方が該当できると思えます。

ここについては、切替を制限する契約の禁止ではなくて、この資料で言いますと、もう一つある正常な商慣習を超えた利益供与の禁止で規制すればいいのではないかと、こういう議論があると当然思えますけれども、都市ガスなんかで、むしろこういう流れで書いてあったりするんですけど、私はそれは適当ではないというふうに考えています。

どうしてかと言いますと、エアコンなどの無償貸与については、違法と断定できるほどに商慣行を逸脱しているとまで言えるかという、なかなかそこは議論が分かれるところがあるのではないかと考えていて、そうすると、違法とは言えないけれども問題となり得るような企業が自主的に取り組んでもらいたいと、こういうことになる可能性があっ

て、それではちょっと実効性という観点からどうかなと思います。

一方で、エアコン等の無償貸与契約が今ご説明したように、ガス販売契約の解除に伴って多額の買取り費用を発生させるから、切替えを制限していると整理することのほうが、法律的に難しくないのかなということをご説明しますので、ぜひ、今回そのガイドラインの検討をするという方向性なので、エアコンの無償貸与は切替えを制限する行為としてガイドラインで違法行為だということで、明示的に整理するという方向で検討するといいいのではないかと考えております。

それから2番目に配管給湯器、ガスの消費設備についても、やはり買取り価格が不当に高く設定されているような場合には、切替えを制限する契約ということで、該当するという整理ができると思います。

それから最後に、三つ目のカテゴリーとして、不動産事業者等に対する紹介料ですけれども、一定期間の継続を条件として、継続しない場合には払い戻せとか、そうした契約は禁止に該当できるのではないかと考えております。ただ、ここで考えますのは、集合物件の切替えといえますか、事業者の変更にあたっては、物件オーナーが入居者に変更内容の説明をしたり、それから契約変更の手続のサポートをしたりということで、一定の役務は提供しているので、そうした役務提供に見合った手数料の支払いというところまでは、やはりちょっとそこまで禁止するというのはどうかなというふうに思いますので、その辺、基準を定めて、適切に運用できるということが必要なのかなというふうに思います。

カテゴリーとしては以上なんですけど、さらに、こうしたこの施行規則の改正にあたっては、ぜひ、経過措置をしっかりと考慮していただいた制度設計をお願いしたいということをご説明します。いろいろ議論はありますけれども、これまで、いずれにしても、商慣行として行われてきた契約について、遡って契約の変更を求めるといことはなかなか現実的には難しいということですか、法律的に強制するかというと、そこも無理があるのではないかと考えておいて、そうすると、商慣行の是正は、新規契約への禁止ということを中心とした制度改正ということに私はならざるを得ないんじゃないかと考えておりますが、そうすると、じゃあ、既存契約をどうするのかということ、ただ、既存契約についても、当然、契約が終了すれば、時間軸の中で、時間経過の中で終了できるわけですから、そういう時間軸の経過も踏まえながら、一番適切に、しかも、競争を変にかえて抑制するようなことにならないように、難しいところだと思いますけれども、適切な経過措置、制度設計ということをお願いをしたいと思います。

すみません。ちょっと長くなりますけど、次に、貸付配管の、今回、ロードマップということでお示しをいただきましたが、これについて何度か意見を申しましたけれども、ちょっと申し上げたいと思います。

戸建物件の貸付配管については、液石法に基づく制度でございますので、これは、多くの場合は、円滑に運用されていますし、それから、戸建てについては、営業活動は料金の競争ということがメインでやられておりますので、その限りにおいては、集合物件のケー

スと異なって、商慣行の見直しの必要性というのは必ずしも実は高くないのではないかと。そこは、柴崎委員の違うんだというご指摘は全くそのとおりだと思います。ただ、問題は、ガス事業者の変更時の精算について、消費者の方が精算に応じない動きが、そんなに多いわけではないんですが、広がってきていると、こういうことなんでしょうと思います。

現実問題として、支払いを拒否する消費者がもう後を絶たないし、業界としても、これはもう、ちょっと改善は無理だということであれば、契約が守られないという状態をあまりそのままにしておくのは、ちょっといかなものかだと思いますので、貸付配管自体の禁止をしていくということもやむを得ない選択肢かなという考え方があります。

そういう意味で、今回の資料で、配管所有者と建物所有者等を一致させることを望ましい行為と位置づけつつ、改正法令施行後に実態調査を行って、状況の詳細を把握して、3年後をめどに、制度的な対応の要否を検討するということですので、これは非常に適切な方針であるというふうに思います。

ちょっと1点お願いとしては、できれば、その際、実態調査あるいは状況の把握については、専門家の検討チームみたいなのをつくって、実務あるいは法律的な観点から詳しく検討して整理した上で、ワーキンググループに上げて、いきなりワーキンググループというよりは、ちょっとそういう実務的な詰めがやっぱり必要かなというふうに思っております。

それから、貸付配管のルールというのは、何度も言いましたけど、平成11年の公正取引委員会の報告、それから、これを受けたLPガス販売指針の策定ということで、ルール化されております。これらのルールは、配管の所有権がLPガス事業者にあるということが前提として組み立てられた仕組みですので、民法との関係では、弱い者の立場から整理されたということでございます。

私は、仮に、貸付配管を禁止するという場合には、一部裁判例には、強い付合だということで契約無効というのはありますけれども、それはやっぱり大きな混乱ということになりますので、民法上は、有効な契約ということは、あくまで、これまでの考え方の下に整理した上で、液石法によって、これは切替えを制限するだとか、そういう考え方で整理して、液石法で禁止をすると。そうすれば、柔軟に経過措置だとか、現実的な解決の方法がうまく設計できると思いますので、そういう方法がいいと思います。

あと、すみません。それから、最後に、ちょっと事務局にお願いということで、恐縮なんですけど、柴崎委員からマンションのLPガス契約についてご意見いただいたんですが、マンション、集合物件のLPガス料金が低いということについては、いろいろご批判もありますし、それはいろんな意見があるし、取り組んでいかなきゃいけない問題だと思いますけれども、全てのマンション、集合物件のLPガスの契約が消費者契約法上違反であるということについては、ちょっと私は今まで考えたこともなかったというのが正直なところで、これはもう本当にそうだとすれば、全部、無効になって大変な問題なんですけど、ぜひ、そこはちょっと事務局で、急に言われても、なかなか反論できないんですけれども、

ちょっと整理して、私は別に有効な、料金が高いかどうかという、それは議論ありますけれども、有効に契約をちゃんと結んでおりますので、それに基づいて料金をいただいている。こういう認識でおりますので、ちょっと整理していただければと思います。

以上です。

○内山座長

ありがとうございました。

続きまして、林委員、お願いいたします。

○林委員

全国消費生活相談員協会エネルギー問題研究会の林です。よろしく願いいたします。

もう消団連さんのほうの意見書も含め、今の意見を聞いていると、消費者からの立場を全部網羅しているの、今さら、私が付け加えることはないのかなというふうにちょっと思っているのですけれど、一言だけ申し上げます。

石川県の県協さんには私も話をしにいったことがあって、今回の被災のことは本当に心を痛めています。皆さん、きっと、本当に日夜もう頑張ってやっつけていらっしゃるのかなというふうに思って、感謝申し上げます。

今回の取りまとめ、全体についてなんですけれど、今までの議論が活かされているというふうな判断をしたいと思って、それを評価いたしたいかなというふうに思っています。

私がちょっと感じているのは、既に通報フォームに情報が集まっているということなんですけど、私のほうにも送ってくる方もいらっしゃって、生々しいチラシですとか、そういうのも拝見させていただいております。かなりの数があるんじゃないかなというふうに思われます。本当に今回の対策に役立ててほしい事例かなというふうに思います。

あと、駆け込みで、LPガスの大手事業者さんが集合住宅のオーナーさんに営業をかけているという情報がたくさん入ってしまっていて、まさに、今、このワーキンググループで議論していることを知りながら、本当に法律で規制しなければやめられないのかというように何とも情けない感じをしているということを強く申し上げたいかなというふうに思います。

あと、先日、集合住宅に住んでいる生活保護の受給者の方からちょっとご相談がありまして、LPガス料金がなくて払えないと。もう明日ガスを止められてしまうので、私に何とかしてくれということだったんですけど、1か月1万5,000円ぐらい払っていらっしゃるんですよ。それで、昨今の物価の上昇も含め、致し方ないことなのかもしれないんですけど、最終的には福祉の問題でしょうということにはなるんですが、どうも聞いていると、家賃を、ケースワーカーさんって家賃が安いところを生活保護の受給者の方にお勧めするんですね。それはもう鉄則です。だから、安い家賃ではあるんですよ。ところが、勧められて入った安い家賃の住宅で、LPガスの料金がかかり1万5,000円もプラスされるということは、家賃とLPガスを足したら1万5,000円プラスの家賃を払っているようなものじゃないですか。そういうことが、柴崎先生も先ほどおっしゃっていたような消費者被害

だなというふうな感じをすごく強くしたものですから、ちょっとここでお話はさせていただきました。

大手の事業者さんはあんまりそういうことまで配慮はされていないのかなというふうに思うんですけど、現実、一人一人の消費者は非常に経済的にも困窮しているような方もいらっしゃるので、そこもちょっと配慮していただきたいなと思います。だけど、私は事業者さんに電話をかけて、待ってくれとは言いません。消費者として最低の義務として、お金を払うことが消費者の義務なので、払えない状況ではありますけれど、支払いを待ってくれということはとても言えないというふうにお伝えはいたしました。

あと、国交省さんのほうとの連携がますます必要なのかなというふうに、以上のことで、特に思いますので、今後の取組に期待したいと。その中で、特に賃貸借契約の重要事項説明の中に、ガスがLPガスであるということは入るんですけど、そこから先が全く入らない今の立てつけになっているので、そこに事業者さんのお名前ですとか、大体、ガス料金が幾らぐらいかというようなことで、ちょっと設備がどういうふうになっているのかということも含めた上で、それを重要事項の説明の中に入れていただけるような対策ができないものかなというふうに思っておりますので、ぜひ、そこを検討していただければというふうに思っております。

それから、公正取引委員会さんが今回から加わっていただけるというのが物すごくうれしく、もう非常に期待に胸が膨らむということになりますので、本当に公正競争規約、他の事業ですけど、いろいろありますので、その辺を参考に何かできないかなというふうに私も思っております。

それから、これはちょっと私のほうの意見なんですけど、ガス漏れ警報器なんですけど、あれって、消費者の安全を確保するためにどうしても必要かなというふうに思うので、あれが設備費という形で、今回、別にどこかに行っちゃうと困るので、その辺の配慮もちょっと基本料金に入れるなどして、立てつけで普及率を上げるようなことがないようにご配慮していただけたらというふうに、消費者側としては思います。

あと、それから、本当にLPガスの価格や契約内容の情報提供というのを、私たちの消費者行政に携わる者としても、もっと消費者への情報提供なり、啓発なりで入れていかなきゃいけないかなというふうに強く思いました。ただ、一番最初にも申し上げましたけど、消費者被害の中でいうと、LPガスの相談は本当に少ないんですよね。だから、なかなか全国の消費生活相談の窓口で、私みたいにLPガスの価格について目を光らせている相談員がいるというふうには思わないでほしいかなと思います。それは、消費者庁さんのほうに、国民生活センターを通じて、相談員への研修などで何かできることがあれば、もちろん私もやりますけれど、ぜひぜひお願いしたいかなというふうに思います。

消費者の暮らしを守るために、LPガスは本当になくってはならないエネルギーだというふうに思っていますので、この業界がどんどんもっと広く強くなっていくように期待しておりますので、今後ともよろしくお願いたします。

以上です。

○内山座長

ありがとうございます。

続きまして、吉田委員、お願いいたします。

○吉田委員

日本瓦斯、吉田でございます。

まず、先ほどもありましたけれども、今回の能登半島地震で被災された方に心よりお見舞いを申し上げますとともに、我々もLP事業者として、万が一そういったところに、もちろん今回のところに要請があれば、協力をいたしますし、我々もいつ何どきこういう災害が起こるとも限りませんので、改めて、社内でもこういった災害への対応、お客様への対応への備えというところを、決意を新たにしました次第でございます。

まず、今回の報告書案について、総論から申し上げますと、もう1点目は、何回もこのワーキングで出ているとおり、今回のこの検討の目的は消費者の皆様への保護というか、適正で安い、なるべく安い料金で安定してエネルギーを使っていたとあるところにあるというふうに認識をしております。そういう意味で、今回、非公表にはなっておりますけれども、文書のほうの取りまとめ案、特に無償配管の部分辺りを読むと、若干、視点がLPガス事業者さん寄りになっている、消費者目線というよりは、主語がLP事業者なのかというふうに読めるところも多いので、ぜひ、そこら辺は、消費者目線での記述というところを徹底していただければと思います。

もう一つは、既に郷野委員からご指摘ありましたが、これは、液石法で縛るということで、当然ながら法的な限界はあるわけですが、この問題は、当然ながらLP事業者のみならず、不動産事業者さんであったり、建設会社さんであったり、この辺りからの要請という部分も非常に強いので、どう縛るかというところはもちろん国交省さんとの相談にもなりますが、ぜひ、それは我々の立場としてもお願いをしたいということを、総論として、まず申し上げます。

その上で、この集合と戸建てについて、それぞれ申し上げますが、まず、集合住宅について、先ほど豊國委員が同じような趣旨も言われておりますが、これだけは現場から言ってくれと言われておるんですけれども、我々、正直、今まで無償機器をやっていたという事実はあると。ただ、やったときに、じゃあ、それがそのまま以前のガス事業者さんから切り開いたときに、それが本当に料金にオンされているかという、当然ながら、その分高くなると、たな子さんからも文句は出てくるわけなので、実態としては、そこでぼんと高くなったということはないんですね。何となく、今までの議論だと、その分がどんと乗っかっていて、おかしいというようなところがあって、そういう実態がもうゼロということではないかと思うんですけども、実際には、そこですぐ高くなるということではないと。

ただ、我々も当然会社なので、じゃあ、全体で、おまえ、どこかで薄く広くじゃないけれども、かぶせているんだろうと言われれば、それはもちろん赤字を出しているわけでは

ないので、どこかで回収しているというのはご指摘のとおりなので、そういった意味で、今回、無償機器をやめようというところ、我々も方向性に賛同しているわけですが、そこが、一方的にちょっと大手事業者だけが挙げられますけれども、そこはぼんとガス料金にその部分に乗っけて、事業者を切り替えているわけではないというところは、1点申し上げたいと思います。

その上で、重要なのは、やはりこれも豊國委員と同じで、今回、切替えを制限するような契約はもう罰則も含めて検討しよう。これは、もう当時から申し上げているとおり、大賛成でありまして、この正常な商慣習を超える議論というのはかなりいろんなところで気にされているんですが、これはなかなか公取委さんの関係もありますし、なかなか幾らとか、どうだとかということが難しい中で、やはり、もう切替制限は駄目よ。ここを縛っていただければ、おのずから、例えば、20万円、30万円でいろんな設備をつけても、翌年切り替えられちゃえば無駄になるので、そういうこと自体、もうやっても事業者として意味がない。そういう意味で、おのずから、例えば、どこかのチケットをお渡しするとか、そういった、いわゆる、それが正常かどうかはともかくとしても、そういった範囲になっていくのではないかなと思うので、そこはしっかりお願いをしたいというふうに思っております。

そうなってくると、今後どうなるかという、我々も、当然ながらも無償機器等をやめていくことによって、そこは本当にガス料金、今、林委員からもお話のありました低廉な料金でないと困るよという方もいらっしゃる中で、無償機器に回していた部分というと語弊がありますが、そういったところの資金は、しっかりと料金の低廉化のほうに回して行って、低廉な料金の事業者が選ばれる。こういう方向になっていくというか、そうあるべきかということを考えております。

むしろ、逆の懸念として、今回、そういう無償機器とか、そういうことはやめよう、不透明性があるのでやめようというのは、これはもうもちろん我々も賛成なんですけど、そうすると、やっぱり注文に関しては相変わらず大家さんが決定権を持っているというのは、厳然とした事実でございまして、懸念としては、本当に安い料金の事業者が、大家さんの意向はありつつも、選ばれるように、逆に、無償機器がいいとは思わないんですけど、今までは、ある意味、それによって、事業者が切り替わって、不透明かもしれないけど、競争が進んでいたという、そういう面もある。他方、そういったことを一切駄目よという、大家さんにとっては、多分、今、エアコンとかをつけてもらっている事業者から切り替えるインセンティブというのは全然ないので、むしろ、今の事業者さんの固定化につながって、最終的には競争がなくなっていくという懸念もあるんじゃないかなと。

ですので、ここは消費者団体の皆さんにもお願いしたいんですが、本当にたな子さん側が実際低廉な安い料金になっているのかどうか、あるいは、そういう提案があるのであれば、そこは切り替えるべきじゃないか、事業者を切り替えるべきじゃないか、そういう方向に、ぜひ、そういった方向が実現できるように考えをいただきたいと思います。

そういった観点からは、やはり事業者のほうも、ホームページ等でしっかり料金とか内容とか、そういったことは公表すべきで、場合によっては、そういうホームページというのも義務づけするということも、一つの案ではないかというふうに考えております。

もう一つの戸建てのほうについては、ここは集合とももちろん違った側面というのはあるんですけども、ただ、やはり付合とか法律論をやるとまた長くなるので、今日はあれですけれども、一番の問題は、さっきと同じで、切替制限をしてしまうと。配管をガス事業者が所有することによって、事実上、切替えを制限してしまうということが現行行われていて、ここも、今後、ロードマップを示していただいて大きな前進だと思うんですが、切替制限をするのはやめようよという考えに立つと、そもそも、じゃあ、何でわざわざ配管だけ所有権を分ける必要があるのかということ、前回、村田オブザーバーがご発言いただいたように、あくまでも家と配管の所有者は一致させていくというのが、そういうややこしい問題とか、縛りの問題とかを解消するためにも、そういった方向が望ましい。あるいは、もう、そういったこと以外は禁止すべきということが、従来からワーキングで申し上げているとおり、お願いをしたいということを考えております。

最後に、2点申し上げておきたいことがございまして、一つは、かなり大手事業者というのが報告書にも目立っているんであれなんですけど、決してやっているのは大手事業者だけではなくて、ほかの中小の事業者さんとか、あるいは、首都圏以外で、先ほども話にありましたが、かなり地方ですごいいろんなプレゼントの実態があるというお話も聞きますので、そういったところも広く見た上で、対象を考えていただきたいと。

先ほど申し上げた重要といった切替制限の関係でいうと、そんないろんな実態を聞いてみると、懸念するところが結構あって、例えば、LPガスですから、当然、ボンベって置くんですが、そこの地代と称して、結構、高い値段が大家さんに払われているとか、あるいは、ガス料金の、これは地方の事例のようなんですけど、たな子さんが払っていただくLPガス料金の何%かが大家さんにキックバックされる仕組みになっているとか、そういったところを聞いて、それって、仮に切替制限って、大家さんにとっては、毎月、結構な額のお金が入ってくると、それはやっぱりその収入は失いたくないでしょうから、無償機器をやめたとしても、そういったことが残るとすれば、事実上の切替制限になっていくんじゃないかという懸念があるので、単に、もちろん無償機器はやめていくんですけど、それ以外にでも、そういった事実上契約を絞るようなものという手法、手法というであれなんですけど、考えられないこともないかなというのは、非常に懸念しておりますので、そういったことも、何らか例示なり、取締りの対象としていただければというふうに思います。

最後に、今回、LP、全L協さんと不動産の技術業界さんのほうに依頼文書を出したということで、ここで、一言だけ申し上げたいのは、内容を否定するというものでは全然ないんですけども、残念ながら、今回のワーキングで既に出された文書だとお聞きしているんですけども、そこは初めて今回のワーキングでご報告があったということで、我々が議論していることと密接に関係する内容ではないかと思うので、そこは、やはりワーキン

グメンバーともあらかじめ出す前に共有、あるいは、議論すべきじゃないかと。

例えば、過大な営業行為というのは、先ほどの文書にあるんですが、ここについても、一体、これは何なんだというのはワーキングでも問題になっているところですし、他方で、私、あるいは、豊國委員が重要だと言っている切替制限のところなんかは全く触れられていないとか、いろいろそういったところもご意見したいところもあるので、もちろん、これはエネ庁さんの判断でお出しになると思うんですが、こうやってワーキングで議論している以上、しっかりとその辺は考慮いただければありがたいというふうに思います。

私からは以上です。

○内山座長

ありがとうございます。

高橋委員、中田委員、どちらが先。高橋委員が先でしたかね。

じゃあ、お願いいたします。

○高橋委員

吉田委員と豊國委員の同業者のお話を聞いてからとっていたんですが、冒頭、柴崎委員からお話がありまして、私も全く同意見でございまして、基本的には、集合物件が問題の発端でしたし、それにメスが入ったと。

5月から始まりまして、3回、大いに議論を尽くしまして、この場外でも、いろんな形で情報を作成しましたり、議事録が出ますので、業界のほうにもお話ししましたら、やはり業界のあらかたの会員さんは納得というか、過大な営業行為の制限、そして、三部制料金の徹底と、そして、料金の情報提供に関して、漠然とした形だとは思いますが、理解度が非常に高く、具体的なことに関しては、これから出てきますし、分からないといっても、大卒ではご議論いただいて、いろんな質問も出ている現状でございまして、それを踏まえた中で、私としては、大いにいろんな形のものが反映されまして、納得というわけじゃございませんが、非常に理解できる制度改正になっていく、そういう印象がございします。

ただ、細かいことに関しては、今出たような意見があるんでしょうが、ただ、これは、もう今までそれなりに議論が尽くされて出てきましたので、そういった中でのもう判断です。私は、ここまで来た以上は、大きな問題、冒頭言いましたように、あくまで集合住宅に住まれている消費者の方に不利益が行かない形、一番は、これが問題だと思っております。

戸別に関しては、一時、これは無償配管、貸付配管の撤廃という話もあるんですが、それを目的にするんでしょうけど、現況では、もうそれなりの競争が起こっていますので、極端に言えば、そういったものを全部サービスしても、安いガス料金を提供している現実もあると思いますので、そういったことを踏まえても、おおむね理解ができるワーキングだったんじゃないかと思っています。

ただ1点、料金等の情報提供に関して、事前に消費者に、管理会社に情報提供して、事

前にお客様に、要望があれば、直接、それに答えなさいと。これを義務化するということに関しては、私は非常に賛成でございますが、昨今、ウェブで全部見てくださいとか、これはペーパーを出さないでも分かると言えば分かりますけど、やはりそういった親切というんでしょうか、私はそういう形が大事だと思いますので、「はい、ウェブを見てください」みたいなことじゃ非常に不親切だと思いますので、あくまで、形はどんなでも、お客様が納得する形、ウェブで納得すればいいんですよ。いいんですけど、そうじゃない形の場合は、やっぱり、そういった徹底さは必要かと思っております。

それで、私は、これが一番大事だと思うんですが、慣行見直しに向けた取組宣言に関してなんですが、及び腰というわけじゃございませんが、要は、皆さん、ファーストペンギンになりたいくないというのが本音じゃないかと思っておりますが、この気持ちは分かるんですけど、少なくとも、今日、この会議に出ている私を含めて、同業者の方、それから、できますれば、お役を持っているような方、特に、大手云々というわけじゃないんですが、大手の人だけが悪いわけじゃないんですよ。先ほども吉田委員がおっしゃっていましたが、ほかにも似たようなことをやっていたらっしゃる方がいるから、そちらも問題なんですけど、ただ、やはり大手の方は非常に影響力がありますので、何かしらの形でお手本を見せていただきたいという、これは再三申し上げたことなんですが、これに尽きると思います。

それと、逆に、やはり取組宣言をしやすいような環境というんでしょうかね、これは、やっぱり相当なリスクがありますので、覚悟は当然必要になりますので、ぜひ、そういった取組宣言を出しやすい環境をできれば提示していただければよろしいんでしょうが、なかなかそういうわけにもいくのかどうか、ぜひ、これに関しては、強くお願いするところでございます。

以上です。

○内山座長

ありがとうございます。

では、中田委員、お願いいたします。

○中田委員

中田でございます。

能登半島の地震に罹患された方々にお見舞い申し上げます。私たちは、ライフラインの一つであるLPガス事業者としても協力して、一日も早い復興を心よりお祈りしております。

昨年の3月から皆様とご一緒に議論を重ねて、今回、過大な営業行為の制限、三部料金制の徹底、そして、LPガス料金などの情報提供、以上3点と、特に過大な営業行為の制限、三部料金制の徹底については罰則規定が盛り込まれたことについて、こちらは正常化に向かう大きな一歩だと感じております。と申しますのも、以前、この場で、林委員からも、私たちLPガス業界のガス料金の在り方に対して、消費者被害という大変厳しいご意見を頂戴いたしました。ありがとうございます。必要悪と知りながら、やめることができ

なかった無償配管問題が消費者被害の原因の一つであり、もう過去には戻らないといった覚悟が私たちLPガス事業者にも求められていると思っております。

ただし、顧客獲得のための行き過ぎた営業行為の制限が同WGの議論された貸与問題だけで解決したとも思えません。貸与しなくても、安値売り込みで切り替えて、ほとぼりが冷めた頃や入居者が入れ替わったときに、市況を無視した値上げを繰り返して、結果として、切り替えた業者よりもはるかに高い売値で販売するといった欺瞞的な営業行為が今も行われているからです。

各社さん、いろんなことをされていて、先ほどほかの委員さんたちからもいろいろ具体例が出たと思いますが、たくさん問題があると感じております。その結果として、消費者被害が続いてしまうのではないかと懸念しているところであります。そのような事態に陥らないように、私たちLPガス業界は、襟を正して、皆様のお知恵をいただきながら、過去に戻らないよう肝に銘じ、お客様と向き合っていかななくてはならないと存じます。

どうぞ、皆様、ご協力のほど、よろしく願い申し上げます。

○内山座長

ありがとうございます。

これで、委員の方は多分一巡したかなと思っております。

橘川先生、お願いいたします。どちら。じゃあ、村田さんのほうからお願いしてもよろしいでしょうか。

○村田オブザーバー

ありがとうございます。

それでは、何点か申し上げたいと思っております。

昨年の3月のこのワーキンググループのキックオフ以来、議論を重ねまして、本日、中間取りまとめということになっております。具体的な制度改正に進めることができまして、言わば、マイルストーンに到達できたということでございまして、これまでの事務局のご尽力に感謝と敬意を表したいと思っております。

さて、今回の改革の三本柱でございます過大な営業行為の制限、それから、三部料金制の徹底、それと、LPガス料金の情報提供につきましては、これを個々の販売事業者がしっかりと実行していくということが大事だと思っております。裏を返せば、この法令に抵触をさせないように、しないように、しっかりと監視し、問題が起きれば、速やかに法令に基づき対応するという体制を構築する必要があると思っております。そういう意味におきまして、行政として、中央、それから、地方経産局、それと、各都道府県、この行政の対応がしっかりと法施行できるような体制を構築いただければと思っております。

法令に対応していく場合、また現場がいたずらに混乱をするとよくないと思っておりますので、先ほど来、議論が出ておりますけれども、省令改正とともに、これから解釈通達、ガイドラインということがないと、実際に運用できないということになってきますが、その場合、これまで申し上げたとおり、これがセーフ、アウトといったような目安をあらか

はじめ示しておくことが非常に大事だと思っております。ガイドラインの策定に当たりまして、これが望ましい行為、あるいは、駄目な行為だということで、例示を挙げていただけるということになっておりますけれども、これまでの通報フォームなどに挙がってきた事例を参考に、ぜひとも、そういった具体的なガイドラインができるように要望したいと思っております。

参考として、ガスの小売営業に関する指針が出ておりますけれども、拝見いたしますと、あれは抽象的な中身になっておりますので、あれにもうちちょっと肉づけをして、具体例を盛り込んだ形の方がよろしいかなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

なお、既に運用が始まっております通報フォームについてでございますけれども、定期的な運用状況を整理して、問題事例につきましては、匿名で結構でございますので、公表して、これをもって牽制効果を働かせるということが大事だと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、商慣行のいわゆる見直しに向けました取組宣言、いわゆる、自己適合宣言でございますけれども、本来的には、個々の事業者自身が自らのビジネス哲学、理念、それをもう一度思い起こしまして、言わば、起業したとき、事業を起こしたときの企業の精神は何だったのかと、その原点に立ち返ってお考えいただきたいと思っております。

上場企業はもとより、大手企業の場合は、コーポレートガバナンス、あるいは、コンプライアンスの一環として、既に策定済みのところも多いと考えます。したがって、今回の制度改正の趣旨を踏まえまして、再度、修正を加えるなど、対応をお願いしたいと思っております。

他方、中小企業につきましては、先進的なところは取り組んでいるところもあるかと思っておりますけれども、一からというところもあるかと思います。ここにつきましては、大手企業の動向を参考に、取り組むことが望まれますし、私ども業界団体としましても、そのところについては、我々として何ができるか、サポートできるのかということは、今後、検討してまいりたいと思っております。

それから、省庁間連携のところでございます。これまでも重ねて要望してまいりましたように、今回の制度改正の実効を上げるためには、経済産業省だけではなくて、不動産関係業界を管轄する国土交通省をはじめ、関係省庁による連携が、対応が必要だと思っております。昨年の秋以来、特に国交省との関係では、大分、進捗が進んでおりまして、一歩前進して、また二歩前進しているなというふうに感じておりますけれども、今後の一層の連携を期待したいと思っております。

それから、先ほども事務局のほうからご説明がございましたけれども、昨年の12月の消費者委員会で、かなり委員のほうから踏み込んだ指摘がございました。こういったことを踏まえまして、関係省庁で消費者委員会からの指摘を踏まえた検討をお願いしてまいりたいと思っております。

なお、賃貸集合住宅への入居希望者からLPガス料金についての情報提供の依頼があった場合、LPガス業者に応答義務がかかるということでございますけども、これに関連いたしまして、LPガス業者から不動産関係業者に提供があったLPガス料金を不動産業者から入居希望者に伝えることについて、これを担保する法的な措置、これを検討いただければと思っております。

最後に、貸付配管についてでございますけども、配管につきましては、最終的に、建物所有者の所有物とするということ、これをゴールとするということ、これは、ロードマップとして策定いただけるということで、これは大変意義があることだと思っております。現場をいたずらに混乱させないということからしましても、時間をかけて、ロードマップに沿って、粛々とやっていくということが大切だと思っております。当協会といたしましても、そうした方向で、業界関係者の理解が進むように努力してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○内山座長

ありがとうございます。

それでは、橘川先生、お願いいたします。

○橘川オブザーバー

総論としましては、賛成いたします。ただし、せっかくオブザーバーで来ていますので、若干、踏み込んだ意見を申し述べたいと思います。

冒頭、柴崎委員から、原則的におかしなことが行われてきたということが言われていました。でも、今ここで議論しているのは、それを確認することではなくて、おかしなことを直そうとしたんだけど、直らずにここまで来たということのほうが本質でありまして、その間違いを確認することより、間違いをどう正すのかという議論をここでしなければいけないと思っております。その場合に、今回のやり方で幾つかちょっと懸念すべきことがあります。

まず、2ページですけども、過大な営業行為の制限と三部料金というのは義務なんですけども、情報提供のところ、努力義務になるんですね。私が非常に懸念するのは、これは、当然のことながら、LPガス事業者だけでは済まないで、オーナーさんとか、不動産業界だとかが関わってくる。その部分については、努力義務になってしまうということをもうちょっと突っ込んでいうと、エネ庁が液石法という枠組みだけでやれることをここで挙げているのであって、問題はそれじゃ済まないということが抜けているんじゃないか。

資料5で出てきた石川県の仮設住宅、これは仮設住宅は極めて重要なので、LPガス事業者が配管に責任を持つというのは正しいと思いますが、それをエネ庁だけが文書を出している。何で国交省と一緒に名前を出さないのか。こういうところに問題がありまして、このままで終わってしまうんだとしたら、やはり政府の責任というのが問われると思います。エネ庁だけで済まない問題をエネ庁だけで終わらせているのかと。だとすると、カウンターパートの国交省でのワーキンググループというのは絶対に必要だと思いますので、こ

の点、後ほど国交省の方に意見をお聞きしたいと、こういうふうに思います。

次に、3 ページのところですが、直接的には、フォーマットの話をしたいんですが、豊國委員と吉田委員が盛んに切替制限のところを問題視されました。これは、半面正しいと思います。決して大手のLPガス事業者だけがこれをやっているのではなくて、逆に、大手の攻勢が怖いから、設備供給をやって、それで長期契約に結びつけると、競争制限行為が行われていることは間違いないと思いますので、大手に絞る必要はなくて、これはLPガス事業者全体の問題であることは間違いないと思います。

一方で、ここで大手LPガス事業者がこの問題を取り上げるときに、切替制限のことばかり非常に強調されるというところにまた違和感を感じます。これは切替をしやすくしろということでもあって、言っていることとやられていることが一致しているんなら、こんなことは言わないんですが、このオンラインを聞いている人たちの中には、そんなことを言っているけども、大手の事業者は競争制限行為を止めておいて、競争を仕掛けてくると。その場合は大手が体力があるから、それが吸収できるという、こういう狙いがあるんじゃないかと思って聞いている人も多いと、こういうふうに思います。そういう意味でいいますと、この問題というのは、もう本当に重要な問題なので、まずは、フォーマット、取組宣言のフォーマットを業界団体に任せるという話がありましたけども、だったら、もう既にその話、年末に出たわけ、年末につくられたわけです。何で今まで全L協がこのフォーマットをつくっていないのか。

高橋委員からファーストペンギンはリスクがあると発言がありました。僕は、びっくりしました。ファーストペンギン、これは格好いいじゃないですか。それをリスクと考える考え方自体が間違っていると思います。ぜひ、このオンラインを聞いている人たちは、今日の今でもいいから、すぐこの取組宣言をやってください。大手を待つというやり方は全くおかしくて、それをやらないと、やっていない人は、設備料金の混入をやっているんじゃないかということ疑われる可能性があるというところを、きっちり見ていただきたいなというふうに思います。

あとは、具体的な点を幾つか申し上げたいと思います。

まず、公開モニタリングです。ここにワーキンググループ、地方懇談会等と書いてありますが、これはもう既にあるものであって、「等」の中身こそが問題であって、どういう追加的な公開モニタリングをやられるのか、これを聞きたいと思います。

それから、ガイドラインについてです。ガイドラインをつくる必要がある。これは確かだと思いますが、事例を重ねていかなきゃいけない。これも確かだと思いますが、3 ページによりますと、来年の春までにガイドラインをつくるということになっていますので、今後、どういう具体的な段取りでこのガイドラインをつくっていくのか。ノーのことを書いちゃうと、それ以外がイエスに聞こえちゃうから、つくりにくいと。これはよく分かるんですけども、逆に、ノーをどんどん積み重ねていくという形でガイドラインを意図的に充実させていけばいいわけでありまして、そのガイドラインをつくる段取りをもうちょっと

と示していただきたいと思います。

それから、9ページのところで、具体例として、5年間契約を固定する、これはもう間違い、まずい例だと挙がっているんですけど、ここで5年間と書き込んでしまうと、5年以内のやつはオーケーだと読めなくもない。多分、そういう話になっちゃうと思うので、そこは5年間という書き方は、一定期間とかなんとか、そういうふうに変えたほうがいいんじゃないかと思います。

そして、先ほど取組宣言のことを言いましたけども、通報フォームももう12月に動き出していますので、まさにつくったエネ庁の責任が問われると思うんですけども、これは、つくったけども、実際問題として、形骸化しちゃうという可能性もあって、まさに、この刻一刻が勝負どころなわけでありまして。ある程度の疑念が生じるようなケースがあったら、それは間違っているという断定はしないで、それについての質問会を行うだとか、そういうような形で、実効性ある形で、一刻も早く通報フォームを動かしていくということが求められているんじゃないか。総合的にいうと、方向性は正しいと思いますが、それぞれに皆さんはもうすぐに、ここで言っていることがそのとおりならば、何でもう始めているのかという、こういう疑問は消費者被害を受けている消費者からは出て当然なんではないかと思います。

言っていることとやっていることを一致させてください。

以上です。

○内山座長

ありがとうございます。

残りあと15分ぐらいですので、相変わらずいろんな注文が飛び交うWGなんですけれども、各所管のお役所のほうからも少しコメントをいただきたいと思います。おのずと、まずは、エネ庁さんから、いろんなご要望がありましたけれども、答えられる範囲で答えていただければと思います。

○日置室長

まずは、ここまでご議論いただきまして、ありがとうございました。

様々のご要請いただいて、まず、執行体制、我々、地方局、そして、自治体を含めた体制を整備していくということは、これはしっかりやらなきゃいけないというふうに思っています。地方局とも相談を始めております。これをどのように自治体と一緒にやっていくのかということをしっかり取り組んでまいりたいというふうに思っております。

そして、ちょっと全ての質問が整理し切れていないところではございますが、今、直前にご指摘いただいた通報フォームのお話でございます。確かに既にいただいている情報はございますし、フォーム開設以前からいただいている情報というものもございます。これも踏まえて、既に何かをしているといいますか、ヒアリングをするなりという形で動く。そうした情報を地方局などとシェアしながら見ていっているということは、既に動かしているということはお伝えしたいというふうに思います。

あと、ガイドラインの策定のスケジュールということでございますが、改正法令の実施が本年夏でございますので、それに間に合うようなタイミングで、ガイドラインの議論、こちらの場合でもう一度させていただいて、本日いただいたご指摘、切替制限の話を軸にした考え方で整理をするというもの、それ以外のご指摘もあったかとも思います。そうしたのもちょっと整理をさせていただいて、一度、議論をお願いできたらというふうに思っております。そうしたものを春ぐらいには議論した上で、パブリックコメントをかけた上で、改正法令の実施に間に合うように公表していく、なるべく早くとは思っておりますが、ちょっとお時間を頂戴するかもしれません。その点、引き続き、中間取りまとめと申しておりますが、ご協力をいただくということになるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

あと、公開モニタリングについて、何をやろうとしているのかということも、今後、しっかり詰めていかなきゃいけないことだと思っております。基本的には、冒頭にご紹介しましたとおり、通報フォームに寄せられた情報を議論していくということ。あとは、自主取組宣言の内容について確認をしながら議論をしていくということ。その他、市場の調査というものをを行った結果を基に議論していく。改正法令の実施で、市場がどのように何が変わったのかということをしつかり調査しながら、それをベースに、関係者の皆様とシェアをして、議論をしながら、しっかりと市場の動向を監視していくということだと思っておりますし、それで足りなければ、次の何が必要なのかという議論につなげていけたらというふうに思っております。

まだちょっと足りない点があったらご指摘いただければと思っておりますが、ひとまず、私からは以上ということにさせていただけたらと思っております。

○内山座長

ありがとうございます。

それでは、次に、国交省さんをお願いしてもよろしいでしょうか。

○大矢補佐

では、国土交通省の大矢と申します。

本日、委員の皆様、オブザーバーの皆様、貴重なご意見いただきまして、ありがとうございます。

私のほうから幾つかご意見に対してのご説明というところをさせていただきます。

まず、吉田委員のほうから伺いました各不動産業界団体への周知というところ、こちらについて、もちろん、発出においては、事前にエネ庁さんと連携して発出しておるところでございますが、この場にいらっしゃるような方々への事前のご相談ですとか、時期のご連絡等につきましては、何かしらの形で事前共有等ができないか、こちらエネ庁さんと相談しながら、今後、進めてまいればというふうに思っております。

そして、2点目、重要事項説明でのLPガスの料金等についての説明というところで、こちらは、昨年12月の消費者委員会のほうでもご意見いただいております。管理ですとか、

自ら貸主さんもいらっしゃる中、あくまでも仲介会社という中のご説明にはなりますが、仲介会社様は主に借主側に立って取引の内容を説明する情報提供する窓口として、非常に重要な役割を担っていただいているというふうに思っております。現状は、重要事項説明の中での義務という形では整理できていないところがございますが、既に、おとしに所管財団に通知しておりますとおり、情報提供、料金表の提供というところにつきましては、もうこれはしっかり徹底していくことが大変重要というふうに認識しております。

そして、提供に当たってというところでいきますと、仲介業者さんに料金表が渡っていないというところが、令和4年度時点でのアンケートでは、課題であるというふうに状況を認識しております。その中で、今回、制度改正に当たりましては、三部料金制ですとか、あとは、LPガス業者さんへの努力義務が課せられるというふうに規定されるというようなところで、情報提供に係る制度見直しが行われますので、改めてこちらもエネ庁さんと連携して、宅建業法のほうでも、制度自体について、検討の中身も含めて、今後考えてまいりたいというふうに思っております。

そして、最後、3点目になりますが、橘川オブザーバーから先ほど伺いました石川の震災に係る対応というところでは、国交省のほうでは、建設ですとか修繕に係る補助ですとか、情報提供、もしくは、今、空室について、賃貸オーナーですとか管理会社様、もしくは、仲介会社様に無償提供するなどといったような通知ですとか、対応はしておるところでございます。それに関わって、このLPガスの観点に関しましても、通知を发出する際は、こちらも改めて足並みをエネ庁さんとそろえていながら、対応してまいりたいというふうに思っております。

以上になります。

○内山座長

ありがとうございます。

続きまして、今日、あまり要望は出ませんでしたけど、消費者庁のほうからもお願いできればと思います。

○大木専門官

本日は、貴重なご意見ありがとうございました。消費者庁の大木と申します。

まず、今日、消費者契約法のお話が出たかと思えます。おっしゃるとおり、不当な勧誘によって締結された契約というものを後から取り消すことができるというふうになっております。それが不実告知なのか、不利益事実の不告知なのかというところはあるかと思えますが、それは物事によってケース・バイ・ケースの判断になりますので、一概にこれは駄目ですということはなかなか言いにくいのかなと思っております。

他方で、今回、下流の消費者契約法ではなくて、もっと上流の業界として、液石法を改正していくということについては、やっぱり上澄みからきれいにしていくことは非常にいい取組なんじゃないかなと思っております。消費者庁としても、特定商取引法、このワーキングでも話題に上がりましたが、こちらについても、法と証拠に基づいて適

切に執行していったら、業界の健全な発展、消費者利益の擁護に努めてまいりたいと思っております。

本日いただいた意見の中では、そのほかに、消費者庁としては、今回、業界が発展するとともに、消費者自身が賢くなっていくといいますが、ライフステージに応じた消費者力の強化が必要なんではないのかというふうに考えております。郷野委員からありましたけれども、契約前の周知等々をお願いしたいということですが、今回のワーキングを踏まえまして、ちょっと一つの結果が出てくると思いますが、普及啓発、周知徹底に努めてまいりたいと思っております。その際も、しっかりとどういったターゲットに対して周知するのかということも考えながら、やっていきたいというふうに思っております。

あわせて、林委員のほうからも、相談員への研修ができないかという話をいただきました。こちらについても、適切な検討をさせていただいて、何かしら措置させていただきたいというふうに思っております。

最後に、郷野委員から、次期消費者基本計画に盛り込むべきではないのかという話をいただきました。こちらにつきましては、政府主体で進める閣議決定文書となりますので、今後、策定に当たっては、エネ庁さんとも連携しながら、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○内山座長

ありがとうございます。

最後に、公取委さんからお願いできればと思います。

○上原補佐

公正取引委員会の上原と申します。

本日は、各委員の皆様から当委員会に対するご意見、ご要望を頂戴いたしまして、ありがとうございました。

本日、この場で、各委員の皆様から公正取引委員会に対して、実態調査を行うようにというご要望がございました。こちらについては、現在、資源エネルギー庁様のほうで、液石法の省令改正等が行われていると承知してございます。そういった省令改正を行いまし、新しい制度が整っていくこととなろうかと思いますが、その制度が実効性を保つように、当委員会としても、緊密に連携してまいりたいと思います。

いわゆる実態調査につきましては、新しい制度が実効性を持つようになれば、それに伴い、実態も変化すると考えられます。そういった新しい制度の執行状況を踏まえつつ、必要に応じて、関係省庁と適切に連携しまして、実施についても前向きに検討してまいりたいと思っております。

いずれにおきましても、今回、皆様のご意見を踏まえまして、資源エネルギー庁の皆様をはじめ、関係省庁の皆様とともに、このLPガス問題に関する問題については、緊密に連携して、適切に対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○内山座長

ありがとうございます。

前回、私、公取委さんがいないと寂しいよねというふうに言っておられたこともあって、来ていただけたかどうかは知りませんが、でも、それはたまたまでして、今日もご意見ありましたように、ずっと期待値が高かったので、引き続き、ご協力いただきたいと思います。

これで、一通りの方にお話は伺ったんですが、それでもまだもう一言おっしゃりたい方があれば、承りたいと思いますが、いかがでございますか。

よろしいですか。

(なし)

3. 閉会

○内山座長

ちょっと事務的なところを先にやっちゃいます。まだまだ議論は尽きないと思いますが、一応、今回、中間取りまとめという形で、今日のWGは議論をさせていただきました。今日もたくさんの意見をいただきましたけれども、本日、委員、オブザーバーからいただきました意見も踏まえつつ、事務局と相談しながら、必要な修正をこれからもやっていきたいというふうに思います。具体的な修正につきましては、座長の私にご一任いただけますでしょうか。

(異議なし)

○内山座長

ありがとうございます。

ということで、一任いただけたということにさせていただきたいというふうに思います。

その上で、ちょっと所感でございますけど、いろんな方面に対して、ご要望の多い、注目の多いWGでございました。それは対お役所ということもありますし、対事業者ということもあろうかと思えます。お役所に関して言うならば、省庁間横断的な課題を抱えた事実でございます。どうしても官僚組織は横の連携を通して云々というのは難しい組織構造になっておりますので、大変なことは周知しておりますけれども、今回、それでも、このエネ庁さんを含めて、3省庁、委員会の方にご協力いただけていることは大変感謝申し上げます。

皆様、ちょっと思い出していただきたいんですけども、1年前にこのWGがスタートしたとき、3回ぐらいWGをやって、一度、決着しましょうというふうに言っていたのは、覚えていらっしゃるかなと思いますけれども、今、もう振り返って考えると、もう3回どころではなく、しかも、今後も引き続き継続して、このWGは開いていきたいと思います。

ということになりましたので、そういう意味では、エネ庁さんを中心としたお役所の関与というのは、かなり前進したのではないかというふうに考える次第でございます。

それから、事業者サイドに対しては、今日も、例えば、商慣行改革に向けた取組宣言という一つの宿題が出た形になっております。先ほども、例えば、大手が率先してというご意見もありました。私は、前回も言ったと思いますけれども、もう一つは、ある地域にもう長年根差して頑張っている事業者も率先してやっていただければいいのかなという気もしないでもないです。というのは、やはり長くやっているということは、それだけ地元の方に信頼を得ているということでもあるでしょうし、その分だけ持続可能な何かをお持ちの方でいらっしゃいますから、そういう方もやっぱり率先して取組宣言していただくことが、ある意味、持続可能な何かを提示する形になるんじゃないかなという思いもあったりします。皆さん謙遜して、お先にどうぞじゃなくて、どちらかという、私が先にやりますという形でやっていただくのが、結果的にはよろしいんじゃないかなというふうに思う次第でございます。

ということで、一旦、ちょっと議事を事務局にお戻ししたいと思いますが。

じゃあ、部長からご挨拶ということで。

○定光部長

すみません。皆様、本日も大変熱心な、建設的ないろいろご議論、ご指摘をいただきまして、誠にありがとうございます。

過去に戻らないという話も出ましたけれども、我々としても、毎回、毎回ですが、今日の議論を聞いて決意をまたさらに新たにしましたし、今年から実際に改革を実行していくという元年ということにしていきたいと思っております。

改めてですけれども、私のほうからも、駆け込み的営業については、もう消費者のためにならないというのがこの場での結論でございますので、ぜひとも、やめていただきたいというふうに思いますし、商慣行見直しの取組宣言につきましても、先ほど、内山座長からも話があったとおり、ぜひとも、各社におかれては、どんどん実際に発表していただけるよう、お願いを申し上げたいというふうに思います。

それから、あと、これから関係省庁、公取委さんも今回お入りいただきまして、ありがとうございます。と連携しながら、しっかり実効を上げていくということが大事かと思えます。実際にいろんな通報フォームの報告も進めていきたいと思えますし、実際にいろんな摘発の事例が出てくるということでない、と、実際、ここで議論したことが絵に描いた餅ということになりませんので、そういう実施体制も含めて、引き続き、我々としても、しっかり体制を構築して進めていきたいと思っておりますので、また引き続きの様々なご協力をお願いできればと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○日置室長

それでは、最後、事務連絡ということでございまして、本日は活発にご議論いただき、

ありがとうございました。中間取りまとめ案につきましては、先ほど座長からご発言があったとおり、進めさせていただけたらと思っております。また、ガイドラインの策定など、継続検討事項もございますが、その点、引き続きよろしく願いできたらというふうに思っております。

日程について、また改めてご連絡したいというふうに思っております。

事務局からは以上でございます。

○内山座長

ありがとうございます。

ちょっと時間がオーバーしましたが、以上をもちまして、本日の液化石油ガス流通ワーキンググループを終了したいと思います。

長時間にわたり、どうもありがとうございました。